

事務連絡  
令和2年8月17日

大宜味小中学校  
保護者各位

大宜味村教育委員会  
教育長 米須 邦雄  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する児童生徒等の出席停止の扱い及び 児童生徒等への人権の配慮について

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
沖縄県における、新型コロナウイルス感染症に対する警戒レベルが4段階に引き上げられ、それに伴い県独自の「緊急事態宣言延長」が発出されました。  
大宜味村におきましても、感染者が発生していることを踏まえ、各小中学校において衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」Ver3(8月6日付け)を参照のもと感染症対策の徹底をより一層図っていきたいと思います。  
各家庭におかれましては今後とも県内、村内の動向を注視し、下記に示すような感染症対策に関する児童生徒等の出席停止の扱い及び人権の配慮についてご協力の程お願い致します。

### 記

#### 1. 児童生徒の出席停止等の考え方(1)～(5)

- (1) 児童生徒が感染した場合⇒**学校** 濃厚接触者の特定までの期間及び消毒に必要な期間を**休校**。  
(原則5日間)  
**児童生徒** 登校はしない(治癒するまで)※保健所の指示の下判断。  
(出席停止の扱い)
- (2) 児童生徒が濃厚接触者⇒ **児童生徒** 登校はしない(保健所が自宅待機を求めた期間)  
(出席停止の扱い)  
※検査の結果「陰性」と出ても保健所が示した待機期間を遵守する。  
(感染者と最後に接触した翌日から2週間が基本。)
- (3) 同居家族が濃厚接触者⇒ **児童生徒** 登校はしない(濃厚接触者の検査結果が分かるまでは)  
(出席停止の扱い)  
※濃厚接触者が「陰性」の場合登校可能だが、保健所から指示があり自宅待機を一定期間求められた場合は、保健所の指示に従う。

裏面に続く

(4) 児童生徒に発熱等風邪症状がある場合

⇒ **児童生徒** 登校はしない (症状が収まらない場合はかかりつけの  
(出席停止の扱い) 病院を受診。医師の指示に従う)  
※症状が快癒したら登校させてもいい。

(5) 同居家族に発熱等風邪症状がある場合

⇒ **児童生徒** 登校はしない (家族の症状が収まらない場合はかかり  
(出席停止の扱い) つけの病院を受診。医師の指示に従う)  
※家族の症状が快癒したら登校させてもいい。

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (令和2年7月21日版)」参照。  
現時点では、北部管内の高等学校は通常登校となっている為 (宜野座高等学校を除く)、県立学校に  
準じて大宜味村内の小中学校においても通常通りの教育活動を実施しています。なお、保護者の皆様におかれましては、上記の内容 (1) ~ (5) について分かり次第、学校へ連絡・相談をお願いします。

※県内及び村内の感染状況 (感染レベル) の変化に伴い、今後村内小中学校の運営、上記の内容の考え方を変更することも考えられます。その際は、各小中学校のHP、学校からのメール及び公文等で情報提供をしていきたいと思ひます。

## 2. 児童生徒への人権の配慮について

(1) 昨今、県内において職業や仕事上、帰省等の県外渡航により、風評被害を受けている方々がい  
ます。また、感染者や濃厚接触者に対しての誹謗中傷や差別的な行為も起きています。(SNS・  
メール・電話等) 今後も様々な風評被害や誹謗中傷、差別的な行為が起きる可能性もあること  
から、児童生徒が「いじめ」や「偏見・差別」されないように家庭・地域で防止徹底に努めて  
いきましょう。学校の方でも児童生徒の心のケアに努めていきたいと思ひます。

### 【相談・受診の目安】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに帰国者・接触者相談センター(北部保健所  
☎52-5219) やかかりつけ小児医療機関 (小中学生の場合、小児科医による診察が望ましいとさ  
れています) に電話等で相談するようお願いします。

- ▲ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ▲ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(※)

(※) 症状が4日以上続く場合は必ず相談して下さい。症状には個人差があるため、強い  
症状と思う場合はすぐに相談して下さい。解熱剤等を飲み続けなければならない場  
合も同様をお願いします。

<本件への問合せ>

大宜味村教育委員会 学校教育課

Tel. 0980-44-3006 Fax 0980-44-3020